

## 流域治水の推進のための取組について

### 1. 流域治水の推進

気候変動に伴い頻発・激甚化する水災害の激甚化・頻発化していることから、河川整備などの対策をより一層加速するとともに、流域の既存施設の活用や集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者との協働により、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、を流域全体で総合的かつ多層的に取り組む「流域治水」を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

### 2. 「流域治水推進行動計画（仮称）」の目的

流域治水の取組を着実に推進するとともに、さらに充実し加速させるため、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、「流域治水推進行動計画（仮称）」をとりまとめる。

「流域治水推進行動計画（仮称）」は、流域治水の推進に資する施策についてとりまとめて共有し、各府省で導入する新規施策等の内容を定期的に反映させていくことで、各施策の取組の充実・進展を可視化することを目的とする。

### 3. 「流域治水推進行動計画（仮称）」のイメージ

「流域治水推進行動計画（仮称）」においては、令和2年7月の社会資本整備審議会の「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」の答申を踏まえて、①治水計画、設計基準類の見直し、②総合的かつ多層的な対策（ハザード／暴露／脆弱性への対応）、③事前防災対策の加速、④防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり、についてこれまでの取組と今後の進め方及び目標をとりまとめ、定期的に更新する。